

令和8年度の国民健康保険税について

○令和8年度から国民健康保険税に子ども・子育て支援金分が加算されます。

子ども家庭庁の制度として、令和8年度から社会全体で子育てを支援する仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」を創設します。全世代・全経済主体が子育て支援の財源を負担し、安心して子育てできる社会の実現を目指すことが目的です。

これに伴い、令和8年度より医療保険（被用者保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度）の保険料に子ども・子育て支援金分が加算されます。

本市国民健康保険も、従来の保険税（医療分・後期高齢者支援金分・介護分）に加えて子ども・子育て支援金分の保険税を負担していただくこととなります。

○税制改正に伴い賦課限度額、軽減判定の基準が改定されます。

詳細については、以下をご覧ください。

国民健康保険加入者の皆様方にはご負担をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

税率と賦課限度額の改定について

	区分	令和7年度	令和8年度	比較
医療分	所得割	8.90%	8.90%	据え置き
	均等割	30,500円	30,500円	据え置き
	平等割	20,800円	20,800円	据え置き
	賦課限度額	660,000円	670,000円	+10,000円
後期高齢者支援金分	所得割	3.00%	3.00%	据え置き
	均等割	12,000円	12,000円	据え置き
	平等割	7,600円	7,600円	据え置き
	賦課限度額	260,000円	260,000円	据え置き
介護分	所得割	2.50%	2.50%	据え置き
	均等割	12,000円	12,000円	据え置き
	平等割	6,000円	6,000円	据え置き
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据え置き
子ども・子育て支援金分	所得割	—	0.28%	新設
	均等割	—	1,150円	新設
	18歳以上均等割	—	50円	新設
	平等割	—	800円	新設
	賦課限度額	—	30,000円	新設

軽減判定基準の改定について

※5割、2割軽減の基準が拡大されます。

軽減割合	令和7年度軽減対象の基準	令和8年度軽減対象の基準
7割	43万円 +10万円×(給与所得者等の数(※) - 1)以下	43万円 +10万円×(給与所得者等の数(※) - 1)以下
5割	43万円 + (30万5千円×国保加入者数) +10万円×(給与所得者等の数(※) - 1)以下	43万円 + (31万円×国保加入者数) +10万円×(給与所得者等の数(※) - 1)以下
2割	43万円 + (56万円×国保加入者数) +10万円×(給与所得者等の数(※) - 1)以下	43万円 + (57万円×国保加入者数) +10万円×(給与所得者等の数(※) - 1)以下

※ 給与所得者等とは次の①～③に該当する方です。また、給与所得者等の数が1未満のときは1とします。

①給与収入55万円超の方 ②公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）の方 ③公的年金等の収入金額110万円超（65歳以上）の方